

第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び

第4期和泉市障がい児福祉計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画策定業務

2 業務の目的

本市では、令和3年3月に第4次和泉市障がい者計画、令和6年3月に第7期和泉市障がい福祉計画及び第3期和泉市障がい児福祉計画を策定し、障がい福祉施策に取り組んでいるところです。

本業務は、近年の障がい福祉施策を取り巻く状況の変化を把握しながら、現行計画を評価したうえで、本市の障がい児・者の生活状況や障がい施策、障がい福祉サービス等に関するニーズ調査を行い、本市の障がい福祉施策の実情や将来予測に応じた独自性のある次期計画を策定することを目的とします。

なお、本計画の策定内容については、国の基本指針、関係法令[障害者基本法(昭和45年5月21日法律第84号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)]の内容を踏まえ、国・大阪府の関連計画との整合性を図るとともに、第5次和泉市地域福祉基本・活動計画と連動させ、障がいのある人のライフステージを通じた多様なニーズに対応する取り組みを効果的に推進するものとします。

3 計画の概要

第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画の3つの計画を一体的に統合した計画を策定する。

(1) 計画の位置づけ

① 第5次和泉市障がい者計画

- ・障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定された「市町村障害者計画」
- ・障がい者計画:基本理念や基本方針を基に、和泉市としての障がい児・者施策の基本的な方向性を定めるもの

② 第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定された「市町村障害者福祉計画」及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定された「市町村障害児福祉計画」

- ・障がい福祉計画：障がい福祉サービス等について、国の基本指針や府の基本的な考え方に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの
- ・障がい児福祉計画：障がい児通所支援等について、国の基本指針や府の基本的な考え方に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの

(2) 計画の期間

①第5次和泉市障がい者計画

- ・令和9年度から令和14年度までの6年間
- ・令和11年度を中間見直しの年度とし、法令等の改正、本計画の進捗状況及び評価によって、時点修正を検討する。

②第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画

- ・令和9年度から令和11年度までの3年間

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

5 業務内容

(1) 基礎調査・分析

①基本資料・データの収集分析、サービス利用実績分析

本市が提供する関連資料、国の公表資料等を使用し、以下の現状と動向を整理すること。

- ア 関連計画、障がい福祉施策の動向
- イ 市の概要、社会経済的な特性や福祉資源等
- ウ 障がい児・者の障がい種別・人数等の動向
- エ 庁内関連部署の施策の動向
- オ 法改正事項
- カ 障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス等の利用実績
(障がい別・サービス別)

②第4次和泉市障がい者計画、第7期和泉市障がい福祉計画及び第3期和泉市障がい児福祉計画の分析

上記「5(1)①」で整理した内容に基づき、第4次和泉市障がい者計画、第7期和泉市障がい福祉計画及び第3期和泉市障がい児福祉計画の達成状況の分析を行うこと。

③障がい福祉分野の学術研究や他市の動向等の整理

和泉市として目指すべき方向性や独自性のある計画策定の根拠となるデータとして、障がい福祉分野の学術研究や他市の動向等の情報の収集及び整理を行うこと。

(2)障がいのある人やその家族等のニーズ調査

【アンケート調査の実施と分析】

障がいのある人やその家族等(以下「対象者等」という。)に対しアンケート調査を実施し、ニーズを把握すること。

① 調査票の企画・設計

ア 調査客体(障がい種別等)も含め、アンケート調査票を企画・設計すること。

なお、アンケート調査票は回答者に配慮したものとする。

イ 第4次和泉市障がい者計画、第7期和泉市障がい福祉計画及び第3期和泉市障がい児福祉計画等の評価を行うことができ、第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画策定に活用することができる調査項目とすること。

ウ 調査票は、和泉市障がい者施策推進協議会等での意見等を迅速に反映すること。

エ 調査人数は、第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画すべてで約5,000人とする。ただし、対象者等の内訳については、別途協議を行うこと。

② アンケート調査実施

以下の役割分担表によることとする。なお、回答にあたってはWebによる回答を可能とすること。

③ データ入力、集計及び分析

ア 回収された調査票のデータ入力、単純集計、クロス集計等を行うとともにグラフ等を活用して分析を行うこと。

イ 自由回答については意見を取りまとめて分類すること。

ウ 分析コメント、調査結果の総括を行い、第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画への反映を行うこと。

④アンケート調査結果報告書の作成

③で行った集計等について調査結果報告書を作成すること。

※アンケート調査実施にかかる作業・費用負担の役割分担(上記「(2)②」関連)

項目	和泉市	事業者
調査票の企画・設計		○
調査票の印刷		○
発送用、返信用封筒の印刷		○
対象者データ抽出	○	
宛名シール作成	○	
宛名シール貼り・調査票の封入		○
発送に係る郵送料		○
返送に係る郵送料 郵便局への料金受取人払承認申請の手続		○
調査票の回収		○
データ入力・分析		○

【ワークショップ等のイベントの企画・運営】

市民等からの意見聴取、市民や地域の多様な主体が地域共生社会の実現にむけて主体的に取り組める内容を検討するためのワークショップ、シンポジウム等のイベントを少なくとも2回以上(1回以上は障がい児に関することを含む)実施する予定であり、これについて効果的な企画・運営方法について提案し、実施すること。

① 企画

- ・概要(実施目的、対象者、実施時期等)
- ・業務工程、フロー、実施体制、発注者と受注者の役割分担
- ・テーマ及びその設定趣旨、背景
- ・市民等の意見を引き出すための工夫、方策
- ・聴取した意見等の整理、分析、利活用方法

② イベントの運営・実施

①の企画内容に基づき、参加者の募集・受付、周知・広報(案内チラシの作成等)等、イベント等の運営・実施に係る一切の業務を行うこと。

③ イベントの総括

①②に基づき、実施結果の整理・分析及び総括を行うこと。

④ イベントの結果報告書の作成

③で行った総括について報告書を作成すること。

【強度行動障がい児・者や医療的ケア児・者等の実態把握のための手法の検討・実施】
 強度行動障がい児・者や医療的ケア児・者等の重度障がい児・者の実態把握のための
 手法を検討し、実施すること。

(3) 障がい者福祉団体、サービス提供事業所等のニーズ調査

市内の障がい福祉団体(5団体程度)、サービス提供事業所、関係機関等へのヒアリング及びアンケート調査により、ニーズを把握すること。

① ニーズ調査の企画・設計

ア 調査客体も含め、ニーズ調査を企画・設計すること。

イ 第4次和泉市障がい者計画、第7期和泉市障がい福祉計画及び第3期和泉市障がい児福祉計画等の評価を行うことができ、第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画策定に活用することができる調査方法・調査項目とすること。

ウ 回答者の負担軽減のため、見やすく、回答しやすい調査票等となるよう工夫すること。また、回収率向上のための手法を検討すること。

エ 調査票等は和泉市障がい者施策推進協議会等での意見等を迅速に反映すること。

② ニーズ調査実施

以下の役割分担表によることとする。なお、関係機関等へのアンケート調査は、Webによる回答とすること。

③ データ入力、集計及び分析

ア 回収された調査票のデータ入力、単純集計、クロス集計等を行うとともにグラフ等を活用して分析を行うこと。

イ 自由回答・ヒアリング調査については意見を取りまとめて分類すること。

ウ 分析コメント、調査結果の総括を行い、第5次和泉市障がい者計画、第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画への反映を行うこと。

④ ニーズ調査結果報告書の作成

③で行った集計等について調査結果報告書を作成すること。

※アンケート調査実施にかかる作業・費用負担の役割分担(上記「(3)②」関連)

項目	和泉市	事業者
調査票の企画・設計		○
対象団体・関係機関等データ抽出	○	
調査票のメール送付	○	
調査票の回収		○
データ入力・分析		○

(4)関係会議の運営支援

【和泉市障がい者施策推進協議会】 令和7年度:2回、令和8年度:3回開催予定

① 議事運営の支援

本市と協議の上、必要な支援を行う。

② 会議資料の作成

会議で使用する資料を作成する。

③ 会議等への出席

会議に出席し、議事進行の支援を行う。

【庁内会議】 3回程度開催予定

① 議事運営の支援

課題の抽出や支援策の検討において、包括的、部署横断的な検討が行えるよう、必要な支援を行う。

② 会議資料の作成

会議で使用する資料を作成する。

③ 会議等への出席

会議に出席し、議事進行の支援を行う。

④ 庁内関係課(室)の取り組み状況の把握

庁内関係課(室)とのヒアリング等を実施し、地域共生社会の実現に向けた各課(室)の取組状況を把握する。(20～30課程度)

⑤ 議事録の作成

出席した会議それぞれについて、議事録を作成する。

(5)パブリックコメントの支援

パブリックコメントの円滑な実施のため、ホームページ掲載用に「計画書(素案)概要版」及び「計画書(素案)概要版わかりやすい版」を作成するとともに、提出された意見の整理、集約及び回答を行う際に必要な支援を行う。

(6)計画書策定に係る業務

①将来推計、目標量等の設定

ア 国・府の動向、本市の関連計画の内容等を踏まえ、施策の方針、総合的なサービス提供体制に関する基本的な考え方を再設定する。障がいの有無にかかわらず自分らしく活躍し、暮らすことができる地域社会の実現に向けた住民自治(地域福祉)の展開についても整理すること。

イ 第5次和泉市障がい者計画については、上記「5(1)～(4)」の分析結果に基づき、令和9年度から令和14年度までの具体的な施策の展開を定める。第8期和泉市障がい福祉計画及び第4期和泉市障がい児福祉計画については、令和9年度から令和11年度までの障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策を設定する。

②計画案の策定

上記「(6)①」を踏まえて、次の計画案を取りまとめる。

ア 計画骨子案(中間報告書)

計画書の構成、調査・分析結果、課題をふまえた障がい者計画の主な施策及び施策体系を示すこと。

イ 計画素案(骨子案に具体的な内容を加えたもの)

計画骨子に沿って、具体的な施策の内容や障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス等の見込み量や見込み量確保のための方策の案を示すこと。図や表等を用い、見やすくなるように工夫すること。

ウ 計画素案概要版、計画素案概要版(わかりやすい版)

パブリックコメント募集にあたって使用できるよう、計画素案の内容をわかりやすくまとめること。わかりやすい版は、知的障がいのある人をはじめとする情報理解に困難を持つ人にわかりやすくなるよう工夫すること。

エ 計画案(素案に修正を加えた最終案)

パブリックコメントや府からの意見等を踏まえて計画素案に修正を加えるとともに、計画全体の検討・整理を行うこと。図や表等を用い、見やすくなるように工夫すること。

オ 計画案概要版、計画案概要版(わかりやすい版)

計画案を踏まえて、計画素案概要版、計画素案概要版(わかりやすい版)に修正を加えること。

(7)業務体制・業務管理

・配置技術者について、主担当者1名及び担当者1名以上の合計2名以上とし、主担当者は、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画又は地域福祉計画策定業務について1件以上の実績を有すること。なお、担当者については、単純事務作業に携わる者を含まない。

・配置された担当者の中に任せることなく、受託者内でバックアップ体制を明確にすること。

・なお、個人情報保護に関して体制整備されていること。社員への教育が行われていること。

(8)成果品の納品(納期は目安であり、別途市と協議して決定する)

納期までに本業務の成果物として以下を提出し、承認を得ること。

成果物は、市が必要に応じて編集可能なファイル形式(Excel、Word、Power Point など)と、それらをPDFに変換したデータの、両方を提出すること。

成果品	納期
業務実施計画	契約締結後2週間以内
関係会議議事録 (庁内会議)	会議後1週間以内
アンケート調査結果報告書 (障がいのある人やその家族等のニーズ調査)	令和8年1月末頃
アンケート調査結果報告書 (関係団体、関係機関等のニーズ調査)	令和8年1月末頃
イベントの結果報告書	令和8年5月末頃
計画書(骨子案)	令和8年7月頃
計画書(素案)	令和8年9月頃
計画書(素案)概要版	令和8年11月頃
計画書(素案)概要版(わかりやすい版)	令和8年12月頃
計画書(案)	令和9年2月頃
計画書(※Uni-Voiceコードなどの音声コード付き)	令和9年3月頃
計画書(案)概要版	令和9年3月頃
概要版(※Uni-Voiceコードなどの音声コード付き)	令和9年3月頃
計画書(案)概要版(わかりやすい版)	令和9年3月頃
概要版(わかりやすい版)(※Uni-Voiceコードなどの音声コード付き)	令和9年3月頃

6 支払方法

委託料は、2回に分けて支払うものとする。

- ①令和7年度 部分払い 1回
- ②令和8年度 完了払い

※受注者から業務委託完了報告書等の提出を受け、委託者による検査に合格後、受注者の請求により支払う。

7 その他

① 業務実施計画

契約後、2週間をめぐに業務完了までの日程を定めた業務工程表を作成し、市へ提出する。また、工程管理を適切に行う。

② 打ち合わせ・協議及び記録

業務の履行に際しては、前項の業務実施計画に基づき、本市担当者と綿密に協議しながら進める。また、記録を作成する。

③ 進捗の確認

本業務の進捗状況について確認するため、本市が資料等を要求するときは、受託者は速やかにこれに応じる。

④ 本市資料等の取扱い

本市は本業務に必要な資料等を貸与することがある。受託者は貸与された資料等を厳重に管理し、本市の許可なく本業務以外の目的での使用、第三者への貸与または公表をしてはならない。また、業務終了後は直ちに当該資料を本市へ返却する。

⑤ 費用負担

本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査等に要する経費は全て受託者の負担とする。

⑥ 成果品

成果品その他、本業務に係る著作権及び版權等一切の権利については、すべて本市に帰属するものとする。

⑦ 個人情報の保護

個人情報の保護及び適正管理:本業務を行うに際して次の事項に留意し、適正な個人情報の管理を行うこと。

- 1.本業務で知りえた事項については守秘義務を負い、他に漏らしてはならない。
- 2.本業務完了後、速やかにデータの破棄を行わなければならない。
- 3.個人情報の取り扱いについては「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」を遵守すること。

⑧ 双方協議

契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度、委託者と受託者との協議のうえ定める。